松川町プレスリリース　令和 8 年（2026 年）11 月 19 日

交通死亡事故非常事態宣言について

松川町では、町内において短期間に交通死亡事故が 3 件相次いで発生したことを受け、町民の尊い命が失われる極めて深刻な状況であると認識し、「交通死亡事故非常事態宣言」を発令します。

1　内　容

町内では、令和 8 年 10 月 19 日、11 月 8 日および 11 月 16 日に交通死亡事故が発生し、約 1 か月の間に 3 人の尊い命が失われる極めて深刻な事態となっています。

交通死亡事故が短期間に相次いで発生している状況を交通安全上の非常事態と重く受け止め、悲惨な交通死亡事故に歯止めをかけるため、「松川町交通死亡事故非常事態宣言」を発令します。

宣言の発令に伴い、関係機関・団体と一層の連携を図り、街頭指導や啓発活動を集中的に実施するとともに、町民の皆様へ交通ルールの遵守と安全確認の徹底を呼びかけ、交通死亡事故の抑止に総力を挙げて取り組みます。

2　期　間

宣言に基づく交通死亡事故防止重点期間

令和 8 年 11 月 19 日～令和 8 年 12 月 31 日まで

3　町民の皆様への呼びかけ

運転者の皆様へ

・運転前に体調を確認し、体調が優れないときは無理な運転を避けましょう。
・夕暮れ時は早めにライトを点灯し、ハイビームを適切に活用して危険を早めに発見しましょう。
・横断歩道では歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず停止しましょう。

歩行者の皆様へ

・夜間に外出するときは、明るい色の服装と夜光反射材を活用し、自分の存在を周囲に知らせましょう。
・道路を横断するときは、横断歩道を利用しましょう。

松川町役場　総務課　危機管理防災係
TEL：0265-36-7021（直通）　FAX：0265-36-5091
E-mail：kikikanri@town.matsukawa.lg.jp